

第 22 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年3月26日(木)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 44分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)	
出席委員	24名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子
	9番 坂本 久美子	10番 星野 昭彦
	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	7番 多和田 圭一	8番 丹羽 康博
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代	
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第89号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
		委員会処分 6件
	第90号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
		委員会処分 2件
	第91号議案	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
		委員会処分 2件
	第92号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
		委員会処分 9件
	日程第4 報告第41号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第42号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第22回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、4番川口委員及び5番山形ちづ代委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第89号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号33番、34番、35番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

受付番号33番は、設定人の母が代表を務める法人が農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農状況につきましては、令和6年の出荷した分が7,240本、出荷伝票のない分として、規格外品が760本であり、収量としては、8,000本となっております。太陽光の下部の面積が520㎡でありますので、8,000本を10a(1,000㎡)あたりに換算すると15,360本(8,000本×1.92)となることから、群馬県の平均単収の8割である5,232本

を上回っております。

受付番号34番につきましても、設定人の母が代表を務める法人が農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農状況につきましては、令和6年の出荷した分が28,960本、出荷伝票のない分として、規格外品が3,040本であり、収量としては、32,000本となっております。太陽光の下部の面積が2,416㎡でありますので、32,000本を10a(1,000㎡)あたりに換算すると13,120本(32,000本×0.41)となることから、群馬県の平均単収の8割である5,232本を上回っております。

なお、農作業中の事故により、今回の申請の設定人であり花の小売業を行っている申請者の母親が入院してしまい、通常の業務に支障をきたしてしまっていたため、申請が遅れてしまったとのことで、関連案件である5条の許可申請書には始末書が添付されております。

受付番号35番につきましても、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。

本件は、設定人が代表を務める法人が農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて農地所有適格法人がみょうがの栽培を行っていましたが、肥料の散布や土壌の改良などを行ったにもかかわらず生育状況が芳しくないため、にんにくに作物を変更したいとの申し出がありました。作付けは令和6年の10月から11月にかけて行っており、令和7年6月には収穫が見込めるとのことでございます。

受付番号31番、32番、36番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1番推進委員

はい。

議長

はい。1番金子推進委員。

1番推進委員

1番推進委員金子です。3月25日に8番山形栄子委員と事務局2名と一緒に現地調査に行っていましたのでご報告いたします。最初に受付番号31ですが、ここは梅田町2丁目で、桐生錦鯉センターというのがありまして、そのちょっと先の右側となります。ここは道から一段下がっているんですけども、農地としてしっかり管理されていけばいいかなと思いました。次に受付番号32ですが、場所は川内の奥になります。申請地の形状は三角形のような

形をしております。農地として耕作をしていってもらえればいいかなと思いました。次に受付番号３３ですが、これは次に出てくる受付番号３４と関連しますので一緒に説明をさせていただきます。場所は新里の板橋でして、受付番号３３、３４は隣接をしています。太陽光発電設備の下はさかきがきれいに植えてありました。引き続き管理されていけばいいかなと思いました。次に受付番号３５ですが、場所は新里の山上です。申請地は事務局からも話がありましたが、場所自体はきれいでした。太陽光発電設備の下部の作物をみようがからにんにくに変更するということですが、引き続ききれいな状態が保たれればいいかなと思いました。次に受付番号３６ですが、申請地の隣地がぶどう園として管理されております。今回の申請地をぶどう園として拡張して使っていくということなので、これもしっかり管理されていけばいいと思いました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。１２番渡辺委員。

12番農業委員 １２番渡辺です。受付番号３１ですが、譲受人が農業兼公務員となっているんですけれども、学校の先生をやっております、あと２年くらいで定年を迎えます。譲受人の親が田んぼを作ったり野菜を作ったりしていますので後継者として譲受人が農地を取得するということです。これまで譲渡人自体も農業を手伝っておりますし、うまくいくのではないかと思いますのでよろしく願います。

議 長 はい。ほかに。

11番農業委員 はい。

議 長 はい。１１番中島委員。

11番農業委員 １１番中島です。受付番号３２ですが、譲受人の耕作面積が０ということなんですけれども、現在施設野菜や露地野菜などを栽培しているのかということなんですけれども、０というのはどういうことでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号３２の件について、現在譲受人が所有している農地の面積は０ということですが、事由のところにもありますように申請地の管理を譲渡人からお願いをされているということで、管理をしていく中で施設野菜や露地野菜を栽培している形となります。以上です。

11番農業委員 農地自体は所有をしていないが耕作をしていた場所があるということでしょうか。

事 務 局 はい。

11番農業委員 はい。分かりました。

議 長 ほかにありますか。それでは私の方からひとつ。自分の農地ではないところ

で、常時従事者が3名というのは多い気がするのですがその辺についてはどう
なんでしょう。

事務局 譲受人の父親と母親がおりまして、これまではみんなで管理及び耕作をして
いましたが、今後は譲受人が本格的に耕作をしていきたいということでしたの
で、父親と母親ではなく譲受人が農地を取得することになったそうです。以上
です。

議長 はい。分かりました。ほかにありますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 契約内容について、空間を利用しているとなると区分地上権でいいんだと思
うんですけども、区分地上権と地上権というのは違うと思うんですよ。今回
の申請の設定が地上権でよいというのであればいいんですけども、正確には
どうなんでしょう。

議長 はい。事務局。

事務局 今8番丹羽推進委員から指摘があったことですが、まずは区分地上権と地上
権の違いについて説明をさせていただきます。区分地上権は他人の土地の上空
や地下の空間を使用できる権利のことで、地上権は工作物と竹木を所有するた
めに他人の土地を使用できる権利です。設定する権利を区分地上権にするか、
または地上権にするかということなんですが、申請者たちの判断や取り決めに
委ねられることになります。今回の申請につきましてはいずれも地上権で設定
をしたいとのことで確認が取れております。以上です。

8番推進委員 そうすると今回の審議ではほかにも何軒か営農型太陽光発電の申請がありま
すが、全てがそういうことなんですか。

事務局 はい。

8番推進委員 はい。分かりました。

議長 一ついいですか。区分地上権と地上権で設定することの実質的な違いという
のは何かあるんですか。

事務局 こちらで把握しているのは先ほど説明をした区分地上権と地上権の違いの定
義でして、申請者間の契約内容などによって権利の設定が変わってくるものと
思われます。

2番農業委員 はい。

議長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 具体的には自分の土地の上に太陽光発電設備を作って、自分で耕作をしてい
れば農地の部分は貸さないわけだから、そういう場合には区分地上権になるん
だと思うんですが。農作業をしている人が農地の所有者以外の人なのかどう
か、受付番号35は耕作者が土地所有者から借りていると思うんですが、地上
権で設定をしてしまうと土地を借りている人の権利が守られないんじゃないか
と思うんですがどうでしょうか。あくまでも農地での耕作を第一に考えるとし

たらおかしいと思うんですがどうでしょうか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

受付番号35については、当事者が契約を結ぶときの関係で地上権となっていることが考えられますが、今2番杉戸委員からお話があったことを踏まえて今後申請者には詳しく聞き取り等していきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第89号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第89号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第90号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局
議 長
事 務 局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号13番の立地基準につきましては、農振農用地区域内にある農地がありますが、例外許可規程により、農地改良のためであり、一時転用であるため許可基準を満たしていると考えます。

先月保留となった農地改良の申請につきましては、申請者本人と現地の確認をしましたところ、申請地の北側の農地と申請地の間に若干高低差がありました。申請地の南は面している道路よりも最大で約1m高くなっており、申請地の北東が若干くぼんでいるような形状となっておりました。今回の農地改良で、申請地西側と南側から徐々に切土を行い、北東から南東にかけて最大1.8m盛土を行うことで、申請地全体が北から南へなだらかに下るような形状にすることを考えているそうです。そのことにより申請地南の道路と農地の高さ

を合わせ、申請地東側に面している道に雨水が流出することを防ぎ、申請地南の道沿いの側溝に雨水が流れるようにできるとのことでした。また申請者本人から詳細な聞き取りを行った結果、粕川にある酪農業者に依頼されてイタリアンライグラスを栽培しているとのことでした。

受付番号14番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

1番推進委員 はい。

議 長 はい。1番金子推進委員。

1番推進委員 1番推進委員金子です。受付番号13番につきまして、ただいま事務局から説明がありました、先月保留となった場所ですね。この場所は開けていてとてもいい場所です。西側に道路がありますが、北から南にかけて勾配がありくだっています。それから申請地の南にある道が西から東へ下っております。そして申請地の東が道となっております、平らになっております。現地はすでに牧草が植えてあるんですが非常に微妙な高低差、ゆるやかな凹凸のある場所ですね。そこを先ほど事務局の方が説明されたように、南の道路と耕作地の間に高低差がないように是正していくことを考えているそうです。広い場所でありますので、うまく整地ができればよいのではないかと思います。受付番号14番なんですが、先ほどの議案で説明をした梅田の桐生錦鯉センターの手前に左折をする道がありまして、その道を北上していった場所です。現地は杉が生えており、日陰になってしまっておりましたのでやむを得ないのかなと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

8番推進委員 はい。

事 務 局 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 受付番号13番について、整地をした後、西と東、それと南側の道路との高低差はどうなるのですか。申請地の北にも農地があるものと思われるのですが、その部分についてもどうなるのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事務局 現地はかなり複雑な形状をしておりまして、申請地の南側の道路に面している部分は西から真ん中にかけて農地のほうが高くなっておりまして、真ん中から東にいくにつれて農地の高さが低くなっていき、一番東が農地と道がほぼ同じ高さになっております。申請地の北側は申請地よりも高くなっており、申請地の真ん中あたりがくぼんで低くなっているような形状です。勾配についても直線的に低くなっているわけではなく、複雑な形でこぼこになっていたりくぼみがあったりしている土地となります。今回の農地改良では南の道に面している高い場所を切土し、北東にかけて盛土していき、申請地北の農地と高さを合わせて北から南にかけてなだらかに低くなるようにしていく計画をしているそうです。最終的には申請地南の道路と申請地の間の高低差はなくなり平らになるということです。以上です。

8 番推進委員 すると前回の審議で話のあった 3 m 切土をしたり盛土をしたりというような話ではなく、周辺に高さを合わせるように農地改良をしていくということですか。

事務局 はい。8 番丹羽推進委員からの話のとおりで、前回の総会后、申請者本人立会のもとで現地を見させていただいて、一つ一つ確認してまいりました。前回提出された計画書では水平に切土及び盛土をするといった内容でしたが、現地で話し合いをした結果、土地の複雑な地形に合わせて切土及び盛土をするということでしたので、そこで数値が変更となりましたので、改めてより詳細な数値を記した計画書の提出を求めて提出をしてもらっております。

8 番推進委員 今回の申請について、農地改良ということなんですが、農地改良届のようなものは提出させるんですか。

議長 はい。事務局。

事務局 面積によっては農地改良の届出の提出だけで済む場合もありますが、今回の場合ですと農地改良をする面積が広大ですので、4 条または 5 条の許可申請で一時転用の許可を受けてから農地改良をするといった形で対応をしてもらっております。

8 番推進委員 農地改良をする計画として縦断図の提出は求めているのですか。

事務局 許可申請をしてもらうにあたって添付書類がありまして、転用をする場合には土地利用計画図を提出してもらっていますが、農地改良をする場合には縦断図を土地利用計画図として提出をしてもらっております。

8 番推進委員 分かりました。

議長 ほかにありますか。それでは私の方からひとつ。農地改良後申請地全体で考えると東が低くなると思うのですが、雨水の処理に気を付けていただきたいと思います。一番低い場所に堰堤でも作ってもらって、雨水が流出しないようにしてもらわないと東の道に一気に流れ込んでしまいますよね。

事務局 その部分につきましても申請者に確認をしましたところ、申請地東側の一番北にあたる部分と申請地の北にある農地との間に段差がありまして、現状では

申請地北の農地のほうが高くなっております。そこから申請地の中に入っていくにつれて大きくくぼんでいる形状となっております。現状だとくぼんでいる部分に水が溜まってしまうということで、雨量が多いと申請地東側の一番北にあたる部分と申請地北の農地の間から水が流れ出てしまう恐れがあるそうです。今回の農地改良で高さを合わせることによって東の道に水が流出するのを防ぐのと同時に北から南へなだらかに低くすることによって申請地南側の道沿いにある側溝に水を流すことを考えているそうです。

議 長 はい。ほかに。

11番農業委員 はい。

議 長 はい。11番中島委員。

11番農業委員 11番中島です。いろいろと細かい計画を立てられて農地改良をするわけですが、計画通りに農地改良をしたのか確認はするのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 今回の農地改良に限ったことではないんですけれども、一時転用の定義として一旦農地以外の利用をした後、農地に復元をすることが前提となりますので、事業終了後に完了報告書を提出してもらうことになります。完了報告書には現地の写真を添付してもらいますのでそちらでもって確認をしているといった形をとらせていただいております。以上です。

11番農業委員 はい。分かりました。

議 長 ほかに。それでは私から、今回の農地改良をしていくということで、一時転用期間が3年ということになると、3年間は耕作をできないという考え方でしょうか。

事 務 局 はい。一時転用期間についても申請者に確認をしたところ、業者や専門の方が農地改良を手掛けるのであれば期間は短く済むことが考えられますが、今回は申請者本人が機械を使って整地をしていくことと、雨季になるとぬかるんで整地ができないなどのことも想定して転用期間を長くとしているそうです。以上です。

議 長 はい。ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第90号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第90号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第91号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号3番につきましては、当初の計画では、一般住宅用地として利用する予定でしたが、他の場所に建築をすることとなり、当初予定していた計画が中止となってしまったということでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第92号議案受付番号66番で作業所用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

受付番号4番につきましては、当初の計画では、貸住宅建設用地として利用する予定でしたが、当初計画者の都合により予定していた計画の実行が困難となってしまったということでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第92号議案受付番号67番で事務所・ガレージ建設用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第91号議案では、昭和62年12月に許可となっております、群馬県指令中農第314号及び平成17年1月に許可となっております、群馬県指令東農第333-551号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長 以上、事務局より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

5 番推進委員 はい。

議 長 はい。5 番大澤推進委員。

5 番推進委員 5 番推進委員大澤です。今回変更申請ということで、陶芸用の作業所用地として利用していくことが出ていますが、実際後になって現地の確認をしに行くものなんですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 この件につきましてはこの後 5 条の許可申請ということで審議をしていただくことになるんですけれども、許可が出た後に転用目的どおりに事業を実施してもらい、その後完了報告書を提出してもらう形になります。基本的にはそこで完了したかどうかの確認を行っております。以上です。

5 番推進委員 分かりました。

議 長 みなさん分からないことがあったらどんどん質問をしていただいて、一つ一ついろいろな意見が出てきて、事務局に答えてもらうことで知識として蓄えられていくと思いますので、不明な点等ありましたら質問をしていただけないかと思います。ほかにありますか。

2 番農業委員 はい。

議 長 はい。2 番杉戸委員。

2 番農業委員 今回のこの申請は昭和 62 年、38 年前の許可になるわけですが、許可が出た後翌月から固定資産税は住宅並みの課税をされていたわけですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 課税の関係ですが、農地転用が許可になった段階で変更となるのではなく、年ごとの基準日が税の担当課のほうで決められておりますので、そこまでの間に転用した情報を農業委員会で資料としてまとめて提出します。そうすると通常翌年の課税から宅地課税に変わります。ですから今回の昭和 62 年に転用した方はその翌年くらいから課税は宅地でされているはずですよ。以上です。

8 番推進委員 5 条で許可を受けているということは、その時点で全所有者から所有権の移転が行われているわけですね。だとしたら登記はされているということですよ。登記されているということならば課税の部署にも話が通っているように思いますけどね。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第91号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第91号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第92号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が9件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号60番、61番の立地基準につきましては、集团的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号62番、66番、67番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号63番、65番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号64番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります。営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号68番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考え

ます。

以上60番から68番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

8番農業委員 はい。

議長 はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員 8番山形です。3月25日に1番金子推進委員と事務局2名とで現地調査に調査してまいりましたので報告いたします。受付番号60番と61番につきましては先ほど説明がありましたので省略させていただきます。受付番号62番につきましては、申請地の南側には資材置場があり、規模拡大のため一体化して使いたいということです。現地は篠藪が生い茂っておりましたので、このままよりは使っていただいた方がよいと思いますので許可してもよいと思います。受付番号63番につきましては、この場所は宅地の一部に農地が混ざっているため、いたしかたないのかなと思います。受付番号64番につきましても、先ほど説明がありましたので省略させていただきます。受付番号65番につきましては、車の販売業者が車を保管する駐車場として使用しており、農地として復元は無理だと思いますのでいたしかたないのかなと思います。受付番号66番につきましては、この場所は家の西側にあり、一度転用された場所となります。計画変更ということなので問題ないかと思われます。受付番号67番につきましては、この場所は申請者の家の裏側にあたります。現地はきれいに更地になっておりました。こちらでも計画変更ということなので問題ないかと思われます。受付番号68番につきましては、この場所は近くに家が多く、農地性が少ないと思われるので許可してもよいと思います。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 受付番号60番と61番の一時転用期間終了後というのは、前回も一時転用の許可を取っていると思いますけれども、その期間を過ぎてしまったということですか。

議長 はい。事務局。

事務局 そうです。

12番農業委員 一時転用期間が過ぎてしまったということで始末書提出となっておりますが、何度も始末書さえ出せばまかり通ってしまうというのは問題だと思うので

すかどうか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

一時転用期間が過ぎてしまったことについて、こちらで県に確認をしたところ、現行の法律やガイドラインの上では罰則が設けられていないということでした。

12番農業委員

私が言いたいのは今回のこの申請者を責めるとかそういうのではなくて、心配をしているのは今後そういった例を作りたくなくて、申請書の提出が遅れても始末書添付だけでまかり通ってしまうのはうまくないかなと思うんですよ。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

そのことについては、こちらとしても申請が遅れてしまうことがないよう、一時転用期間が終了する時期を確認し、一時転用期間が終了しそうな申請者にはこちらから申請をするよう促しております。以上です。

12番農業委員

分かりました。

議 長

いずれにしても一時転用期間が過ぎても始末書提出だけで済ませてよいのかという問題はあると思うんですが、申請者本人には委員会の総会でこのような意見があったということを伝えてもらい、今後またこういったことがあった場合は一時転用期間を1年間しか許可を出せないことになりますよといった話を事務局からしてもらってもいいと思うんですよ。なので今回については一時転用期間を短縮することはせずに申請者本人に伝えてもらうのがいいと思います。

あと受付番号62番について、露天資材置場ということなんですけれども、申請者が産廃業者なので、そこにどういったものを置くつもりなのか教えてもらえますか。

事 務 局

受付番号62番については産廃を運ぶためのコンテナを置くとのことでした。

議 長

はい。ほかにありますか。

2番農業委員

はい。

議 長

はい。2番杉戸委員。

2番農業委員

受付番号66番の申請者の年齢を教えてください

議 長

はい。事務局。

事 務 局

譲受人の年齢は75才となります。また、補足として、今回の申請地は譲受人の宅地の西隣となります。

2番農業委員

分かりました。

議 長

私から一つ。受付番号64番について、営農型太陽光発電下部の作物がみょうがとなっておりますが、先ほど説明でんにくに変更となったとありましたがどういことですか。

事 務 局

受付番号64番についてはみょうががからんにくへ徐々に変更をしており、みょうがとんにくが混在しているような状態となっております。以上です。

議 長

はい。ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第92号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が9件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第92号議案は許可相当として承認されました。

議長 日程第4 報告第41号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第41号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第41号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第42号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第42号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については9件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長 以上でございます。
以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第42号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時44分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

4 番

5 番
